

## ドメスティックバイオレンス (DV) とは

一般的に親密といわれる関係にある人（婚姻関係、内縁関係、恋人など）からの暴力のことをいい男女の性別を問いません。

- 身体的暴力  
殴る、蹴る、引きずり回すなど
- 精神的暴力  
無視する、暴言を吐く、脅迫するなど
- 性的暴力  
性行為を強要する、避妊に協力しない、無理にポルノを見せるなど
- 経済的暴力  
生活費を出さない、借金をさせるなど

## 配偶者(男女の性別を問わない)からの暴力で悩んでいるあなたへ

自分にも悪いところがあるから、自分さえ我慢すればなどと思いませんか？  
家庭内でも暴力は犯罪です。  
ひとりて悩まず、まず、相談してください。

## 暴力を振るっているあなたへ

**配偶者(男女の性別を問わない)へ暴力を振るうことは犯罪です！**

- ・暴力を振るって何が悪い
- ・相手のためだ
- ・相手が悪い

などの理由で、配偶者(男女の性別を問わない)に暴力を振るう。

これは、れっきとした**犯罪**です。

幸せな夫婦生活を取り戻したいと思うのであれば、もう一度、あなたの行動について考えてみませんか？

～暴力は何の解決にもなりません～

## 県内相談窓口一覧

### ◎ 警察(最寄りの警察)

※緊急の場合は**110**番通報

- 警察安全相談室 全国共通 #9110  
☎ 098-863-9110
- 那覇警察署 ☎ 098-836-0110
- 豊見城警察署 ☎ 098-850-0110
- 糸満警察署 ☎ 098-995-0110
- 与那原警察署 ☎ 098-945-0110
- 浦添警察署 ☎ 098-875-0110
- 宜野湾警察署 ☎ 098-898-0110
- 沖縄警察署 ☎ 098-932-0110
- 嘉手納警察署 ☎ 098-956-0110
- うるま警察署 ☎ 098-973-0110
- 石川警察署 ☎ 098-964-4110
- 名護警察署 ☎ 0980-52-0110
- 本部警察署 ☎ 0980-47-4110
- 宮古島警察署 ☎ 0980-72-0110
- 八重山警察署 ☎ 0980-82-0110

### ◎ 配偶者暴力相談支援センター

- 沖縄県女性相談所 ☎ 098-854-1172
- 南部福祉事務所 ☎ 098-889-6364
- 中部福祉事務所 ☎ 098-989-6603
- 北部福祉事務所 ☎ 0980-52-0051
- 宮古福祉事務所 ☎ 0980-72-3132
- 八重山福祉事務所 ☎ 0980-82-2330

### ◎ 沖縄県男女共同参画センター

- ているる相談室 ☎ 098-868-4010



## 保護命令とは

配偶者や同棲相手からの暴力被害により、生命又は身体に重大な危害を受けることを防止するために、被害者からの申し立てにより、裁判官から加害者に対し

- ・被害者やその子へ近づくことの禁止
- ・住居から退去等を命じることができます。

## 保護命令の対象となる「暴力等」とは

「身体に対する暴力」又は「生命等に対する危害を加える旨を告げて行われる脅迫」が対象となります。

## 保護命令の「対象者」とは

夫婦関係、内縁関係、同棲関係にある者（元を含む。）

## 保護命令について

被害者の個々の状況に応じて、裁判官が下記の命令を加害者に発令します。

1. **退去命令（2か月）**  
住居から退去させる。
2. **接近禁止命令（6か月）**  
被害者の住居その他の場所において、つきまとい、はいかいを禁止する。
3. **電話等禁止命令（6か月）**  
被害者に対する電話や電子メール等を禁止する。
4. **同居している子への接近禁止命令（6か月）**  
被害者の子ども（未成年）へ近づくことを禁止する。
5. **親族等への接近禁止命令（6か月）**  
被害者の親族等の住居へ押し掛けることを禁止する。

ただし、上記3～5は被害者への「接近禁止命令」と同時に発せられるもので、単独では発せられません。

## 配偶者や同棲相手からの暴力に悩んだら・・・

